

令和8年第2回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和8年2月9日（月） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場4階 議会第1・第2会議室

3 議 事

- | | |
|----|----------------------------------|
| 第1 | 会議録確認委員の決定 |
| 第2 | 第3号議案 島本町学校運営協議会規則の一部改正について |
| 第3 | 第4号議案 島本町奨学資金条例の廃止について |
| 第4 | 第5号議案 島本町奨学資金条例施行規則の廃止について |
| 第5 | 第6号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について |
| 第6 | 第7号議案 令和7年度教育費補正予算（案）について |
| 第7 | 第8号議案 令和8年度教育費当初予算（案）について |
| 第8 | 第1号報告 令和7年度学校教育自己診断結果の公表について |
| 第9 | 第9号議案 教職員（管理職）人事について |

第 3 号議案

島本町学校運営協議会規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

島本町学校運営協議会規則（令和 6 年島本町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び校長」を「並びに島本町立小学校及び中学校の校長」に改める。

第 3 条第 1 項中「前条の目的を達成するため、」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 第 1 項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成 29 年文部科学省令第 23 号）に基づき、」を加え、「その所管に属する島本町立小学校及び中学校」を「中学校区（島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 15 年島本町教育委員会規則第 7 号）第 3 条に規定する中学校の通学区域をいう。）」に改め、同条第 2 項中「当該対象学校」の次に「の校長」を加える。

第 4 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

第 5 条第 1 項中「又は」の次に「対象学校の」を加える。

第 8 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条第 3 項中「校長が」の次に「連名により」を加える。

第 1 2 条第 2 項中「委員会」を「協議会」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 号議案資料

島本町学校運営協議会規則の一部改正について

1 提案理由

学校運営協議会の設置及び組織について見直すため、所要の改正を行うもの。
また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 学校運営協議会を中学校区ごとに置くことができるよう改正するもの（第 3 条関係）。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営協議会が承認する事項を追加するもの（第 4 条関係）。
- (3) 学校運営協議会の委員から対象学校の教職員を削除するもの（第 8 条関係）。
- (4) その他文言の整理を行うもの。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(協議会の目的) 第2条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。） <u>並びに島本町立小学校及び中学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。</u>	(協議会の目的) 第2条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。） <u>及び校長</u> の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。
(設置) 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令(平成29年文部科学省令第23号)に基づき、中学校区(島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成15年島本町教育委員会規則第7号)第3条に規定する中学校の通学区域をいう。)</u> ごとに協議会を置くことができる。 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する対象の学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校 <u>の校長</u> に対して通知するものとする。	(設置) 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、_____ _____ _____その所管に属する島本町立小学校及び中学校 _____ごとに協議会を置くことができる。 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する対象の学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校_____に対して通知するものとする。
(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。 (1) 略 (2) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u>	(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。 (1) 略

改 正 案	現 行
<u>(3)</u> 学校経営計画に関すること。 <u>(4)</u> 組織編成に関すること。 <u>(5)</u> 学校予算の編成及び執行に関すること。 <u>(6)</u> その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。 (学校運営等に関する意見の申出) 第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は<u>対象学校の校長</u>に対して、意見を述べることができる。 (組織等) 第8条 略 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) 略 <u>(4)</u> 学識経験者 <u>(5)</u> その他教育委員会が適当と認める者 3 委員の委嘱又は任命に当たっては、対象学校の校長が<u>連名により</u>教育委員会に対し、当該委員の推薦を行う。 (会長及び副会長) 第12条 略 2 会長は、会務を整理し、<u>協議会</u>を代表する。	<u>(2)</u> 学校経営計画に関すること。 <u>(3)</u> 組織編成に関すること。 <u>(4)</u> 学校予算の編成及び執行に関すること。 <u>(5)</u> その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。 (学校運営等に関する意見の申出) 第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は_____校長に対して、意見を述べることができる。 (組織等) 第8条 略 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) 略 <u>(4)</u> <u>対象学校の教職員</u> <u>(5)</u> 学識経験者 <u>(6)</u> その他教育委員会が適当と認める者 3 委員の委嘱又は任命に当たっては、対象学校の校長が_____教育委員会に対し、当該委員の推薦を行う。 (会長及び副会長) 第12条 略 2 会長は、会務を整理し、<u>委員会</u>を代表する。

第 4 号議案

島本町奨学資金条例の廃止について

教育長に対する事務委任規則（昭和 34 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町条例第 号

島本町奨学資金条例を廃止する条例

島本町奨学資金条例（昭和50年島本町条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに貸与した奨学資金の返還及び譲渡又は担保の禁止については、なお従前の例による。

第 4 号議案資料

島本町奨学資金条例の廃止について

1 提案理由

国や大阪府における高校授業料の無償化制度の創設・拡充及び近年の利用状況を勘案し、廃止するもの。

2 議案の概要

国や大阪府において、高等学校等就学支援金制度、私立高等学校等授業料支援補助金制度及び高校授業料の無償化制度が創設・拡充されたこと並びに近年の利用状況を勘案し、廃止するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 5 号議案

島本町奨学資金条例施行規則の廃止について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町奨学資金条例施行規則を廃止する規則

島本町奨学資金条例施行規則（昭和50年島本町教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第 5 号議案資料

島本町奨学資金条例施行規則の廃止について

1 提案理由

国や大阪府における高校授業料の無償化制度の創設・拡充及び近年の利用状況を勘案し、廃止するもの。

2 議案の概要

国や大阪府において、高等学校等就学支援金制度、私立高等学校等授業料支援補助金制度及び高校授業料の無償化制度が創設・拡充されたこと並びに近年の利用状況を勘案し、廃止するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 6 号議案

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正に
ついて

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則

島本町立学童保育室設置条例施行規則（平成16年島本町教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（おやつ代を除く。以下この項及び別表第2において同じ。）」を削り、「同表」を「別表第2」に改める。

別表第3区分2の項減免割合等の欄中「（おやつ代を除く。）」を削る。

別表第3中区分5区分6の項を削り、区分7の項を区分5の項に、区分8の項を区分6の項とする。

別表第3備考1中「7」を「区分5」に改め、同表備考4中「5及び8」を「6」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第9条関係)

減免申請書

年 月 日

島本町教育委員会
教 育 長 様

保護者住所

氏名

電話

島本町立学童保育室設置条例第7条の規定に基づき、学童保育室保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

入室児童	氏名(ふりがな)	入室先学童保育室	学 年
	()	第 学童保育室	年生
申請理由	該当する項目に「○」をしてください。		
	1 保護者の市町村民税均等割額及び所得割額に基づき、島本町立学童保育室設置条例施行規則別表第2に定める減免後の保育料月額とするため 2 災害等により不慮の損害を受けたため 3 勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月の月額収入が減少前の3か月の平均月額収入の5割以下となったため 4 災害その他緊急でやむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等となったため 5 その他 []		

(注)申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則による改正後の島本町立学童保育室設置条例施行規則の規定は、令和 8 年 4 月以後の月分の保育料の減免について適用し、同年 3 月以前の月分の保育料の減免については、なお従前の例による。

第 6 号議案資料

島本町学童保育室設置条例施行規則の一部改正について

1 提案理由

学童保育室のおやつを提供から、家庭からの持参に変更することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

学童保育室保育料（おやつ代 1, 500 円）を見直しすることに伴い、所要の規定を整備するもの。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則
新旧対照表

改正案					現行				
(保育料の減免) 第 8 条 条例第 7 条の規定により保育料_____を減免する場合は、児童の属する世帯の市町村民税額が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育室に入室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、別表第 2 のとおりとする。					(保育料の減免) 第 8 条 条例第 7 条の規定により保育料 (おやつ代を除く。以下この項及び別表第 2 において同じ。) を減免する場合は、児童の属する世帯の市町村民税額が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育室に入室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、同表_____のとおりとする。				
別表第 3 (第 8 条関係)					別表第 3 (第 8 条関係)				
区分	保育料の種類	事由	減免割合等	適用月	区分	保育料の種類	事由	減免割合等	適用月
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
2	略	略	当月分保育料 _____額から、 申請月における保護者の収入月額から推計した当該世帯の年間収入金額に基づく市町村民税額に該当する別表第 2 に掲げる階層区分の保育料額を控除した額	略	2	略	略	当月分保育料 (おやつ代を除く。)額から、 申請月における保護者の収入月額から推計した当該世帯の年間収入金額に基づく市町村民税額に該当する別表第 2 に掲げる階層区分の保育料額を控除した額	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
5	条例第 6	別表第 2 の A 階層又は B 階層	10 割	申請月分	5	条例第 6	別表第 2 の A 階層又は B 階層	10 割	申請月分

改正案						現行				
						条第1項に定める	に属する場合		ら当該年度3月分まで	
—						6	保 育 料	アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつの提供を受けない場合	10割	申請月分から当該年度3月分まで
							(おやつ代に限る。)			
5	略	略	略	略	略	7	略	略	略	略
			略	略	略			略	略	
6		略		略	略	8		略	略	略
備考						備考				
1 区分1及び区分5に係る申請に当たっては、り災証明書等の添付を要するものとする。						1 区分1及び7に係る申請に当たっては、り災証明書等の添付を要するものとする。				
2・3 略						2・3 略				
4 区分6の規定による免除は、別表第2に定める保育料の階層区分の決定に基づき適用する。						4 区分5及び8の規定による免除は、別表第2に定める保育料の階層区分の決定に基づき適用する。				

改正案		現行													
様式第3号(第9条関係)		様式第3号(第9条関係)													
減免申請書		減免申請書													
年 月 日		年 月 日													
島本町教育委員会 教 育 長 様		島本町教育委員会 教 育 長 様													
保護者住所		保護者住所													
氏名		氏名													
電話		電話													
島本町立学童保育室設置条例第7条の規定に基づき、学童保育室保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請いたします。		島本町立学童保育室設置条例第7条の規定に基づき、学童保育室保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請いたします。													
記		記													
入室児童	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名(ふりがな)</th> <th>入 室 先 学 童 保 育 室</th> <th>学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>第 学童保育室</td> <td>年生</td> </tr> </tbody> </table>	氏名(ふりがな)	入 室 先 学 童 保 育 室	学 年	()	第 学童保育室	年生	入室児童	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名(ふりがな)</th> <th>入 室 先 学 童 保 育 室</th> <th>学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>第 学童保育室</td> <td>年生</td> </tr> </tbody> </table>	氏名(ふりがな)	入 室 先 学 童 保 育 室	学 年	()	第 学童保育室	年生
氏名(ふりがな)	入 室 先 学 童 保 育 室	学 年													
()	第 学童保育室	年生													
氏名(ふりがな)	入 室 先 学 童 保 育 室	学 年													
()	第 学童保育室	年生													
申請理由	該当する項目に「○」をしてください。 1 保護者の市町村民税均等割額及び所得割額に基づき、島本町立学童保育室設置条例施行規則別表第2に定める減免後の保育料月額とするため 2 災害等により不慮の損害を受けたため 3 勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月の月額収入が減少前の3か月の平均月額収入の5割以下となったため 4 災害その他緊急でやむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等となったため 5 その他 6 []	申請理由	該当する項目に「○」をしてください。 1 保護者の市町村民税均等割額及び所得割額に基づき、島本町立学童保育室設置条例施行規則別表第2に定める減免後の保育料月額とするため 2 災害等により不慮の損害を受けたため 3 勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月の月額収入が減少前の3か月の平均月額収入の5割以下となったため 4 災害その他緊急でやむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等となったため 5 食物アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつを提供を受けないため 6 その他 7 []												
(注)申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。		(注)申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。													

第 7 号議案

令和 7 年度教育費補正予算（案）について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和7年度 教育費補正予算総括表

第7号議案資料

歳入

【単位：千円】

款	項	目	節（説明）	補正前の額	補正要求額	補正後の額	備考
国庫支出金	国庫負担金	教育費国庫負担金	幼稚園費負担金（施設型給付費負担金）	41,848	△ 7,808	34,040	利用者が当初の見込みより少なかったことによる減額
			幼稚園費負担金（施設等利用給付費負担金）	45,520	△ 8,092	37,428	利用者が当初の見込みより少なかったことによる減額
	国庫補助金	民生費国庫補助金	児童福祉費補助金（子ども・子育て支援交付金）	33,233	9	33,242	物価高騰対策に係る新規事業追加による増額
		教育費国庫補助金	学校施設整備費補助金（学校施設環境改善交付金）	62,084	8,003	70,087	【教育総務課分】3,910 学校施設環境改善交付金の補助単価変更による増額補正 【保育幼稚園課分】4,093 町立第一幼稚園空調設備更新工事に係る令和8年度交付金の前倒し要求を行うことによる増額
			社会教育費補助金 （埋蔵文化財緊急調査費補助金）	4,705	△ 1,378	3,327	当初見込みより調査件数が少なかったことによる補助対象経費の減額。
府支出金	府負担金	教育費府負担金	幼稚園費負担金（施設型給付費負担金）	20,923	△ 3,904	17,019	利用者が当初の見込みより少なかったことによる減額
			幼稚園費負担金（施設等利用給付費負担金）	22,760	△ 4,046	18,714	利用者が当初の見込みより少なかったことによる減額
	府補助金	民生費府補助金	児童福祉費補助金（子ども・子育て支援交付金）	33,233	9	33,242	物価高騰対策に係る新規事業追加による増額
		教育費府補助金	幼稚園費補助金（施設型給付費補助金）	14,023	△ 2,617	11,406	当初の見込みより利用者が少なかったことによる減額
合計				278,329	△ 19,824	258,505	

※補正前の額等は、今回補正する「説明」に関する金額を記載している。

歳出

【単位：千円】

款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				
						特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
教育費	教育総務費	事務局費	44,632	△ 1,042	43,590	0	0	0	0	△ 1,042
	小学校費	学校管理費	413,271	△ 748	412,523	0	0	0	0	△ 748
	中学校費	学校管理費	201,687	△ 23,490	178,197	0	0	△ 20,600	0	△ 2,890
	幼稚園費	幼稚園費	141,300	△ 23,417	117,883	△ 11,807	△ 10,567	0	0	△ 1,043
	社会教育費	社会教育総務費	418	△ 311	107	0	0	0	0	△ 311
		青少年費	878	△ 386	492	0	0	0	0	△ 386
		文化財保護費	6,562	△ 2,891	3,671	△ 1,378	0	0	0	△ 1,513
		生涯学習費	2,700	△ 1,066	1,634	0	0	0	0	△ 1,066
		スポーツ推進費	17,793	△ 2,189	15,604	0	0	0	0	△ 2,189
	合計		829,241	△ 55,540	773,701	△ 13,185	△ 10,567	△ 20,600	0	△ 11,188

※補正要求額には、職員の人件費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まない。

※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

目	要求額	事業名	節（細節）	要求内訳	説明
事務局費	△ 585	一般事務事業	報償費 （報償金）	△ 585	指導協力者派遣謝礼 （指導協力者の欠員等による減額）
	△ 215	奨学金貸付事業	報酬 （特別職非常勤職員報酬）	△ 15	奨学資金 （奨学金申請がなかったことによる減額）
			貸付金 （貸付金）	△ 200	奨学資金 （奨学金貸与がなかったことによる減額）
	△ 242	教職員研修・研究事業	報償費 （報償金）	△ 242	教職員研修講師謝礼 （研修会数が見込みよりも減したことによる減額）
学校管理費 （小学校費）	△ 968	学校管理事業	旅費 （費用弁償）	△ 968	会計年度任用職員 （通勤・出張の実績に伴う減額）
	220	小学校施設改善事業（施策分）	委託料 （工事関連委託料）	220	町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事監理業務 （人件費価格上昇に伴う増額）
学校管理費 （中学校費）	△ 579	学校管理事業	旅費 （費用弁償）	△ 579	会計年度任用職員 （通勤・出張の実績に伴う減額）
	△ 22,911	中学校施設改善事業	工事請負費 （工事請負費）	△ 22,911	町立中学校受変電設備改修工事 （受変電設備の出来高確保が困難であることに伴う減額）
幼稚園費	△ 37,013	幼稚園等給付事業	扶助費 （扶助費）	△ 16,165	施設等利用給付費 （利用者が当初の見込みより少なかったことによる減額）
				△ 20,848	施設型給付費 （利用者が当初の見込みより少なかったことによる減額）
	13,596	幼稚園施設改善事業（施策分）	工事請負費 （工事請負費）	13,596	町立第一幼稚園空調設備更新工事 （空調設備更新に係る特定財源となる交付金の要求に合わせた増額）
社会教育総務費	△ 311	社会教育総務事業	需用費 （修繕料）	△ 55	生涯学習課活動室修理 （修繕予定がないこと伴う減額）
			使用料及び賃借料 （賃借料）	△ 256	電子複写機借上 （当初見込みより支払額が少なかったことに伴う減額）
青少年費	△ 386	青少年教育事業	報償費 （報償金）	△ 386	青少年指導員謝礼 （活動実績に伴う減額）
文化財保護費	△ 2,891	遺跡範囲確認調査事業	委託料 （事務等委託料）	△ 2,891	遺跡範囲確認調査作業等業務 （当初見込みより調査件数が少なかったことに伴う減額）
生涯学習費	△ 1,066	生涯学習事業	負担金、補助及び交付金 （補助金）	△ 1,066	文化祭事業実行委員会 （補助事業確定に伴う減額）
スポーツ推進費	△ 2,189	スポーツ振興事業	報酬 （特別職非常勤職員報酬）	△ 727	スポーツ推進委員（15名） （欠員に伴う減額）
			負担金、補助及び交付金 （補助金）	△ 1,462	町民スポーツ実行委員会 （補助事業確定に伴う減額）
	△ 7,508	新体育館等整備事業	委託料 （工事関連委託料）	△ 7,508	ボーリング調査業務 （実績見込み額に伴う減額）
	△ 280	淀川河川公園（島本地区）テニスコート利用料補助事業（施策分）	負担金、補助及び交付金 （補助金）	△ 280	淀川河川公園（島本地区）テニスコート利用補助 （当初見込みより支払額が少なかったことに伴う減額）
計	△ 63,328			△ 63,328	

債務負担行為
[廃止]

【単位：千円】

事項	期間 (自) (至)	限度額	限度額における財源内訳				一般財源	廃止理由
			特定財源					
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
第二小学校北館校舎長寿命 化改修事業	(自) 令和7年度 (至) 令和8年度	△ 456,500	△ 97,340	0	0	0	△ 359,160	令和7年度から令和8年度までの2 年間で改修工事を実施する予定として 債務負担行為を設定していたが、学校 施設環境改善交付金の内定を受けられ なかったため、工事を令和8年度から 令和9年度までの2年間に変更して実 施することになった。 交付金については令和8年度要求の 前倒し要求を行っているため、令和7 年度に内定を受けた場合、工事を実施 するには令和8年度に全額を繰り越す 必要がある。令和7年度に内定を受け た場合、令和6年度の実績から交付決 定が2月になることが予想され、一般 入札手続を進めて令和7年度中に契約 を締結するのは困難であるため、債務 負担行為を廃止するもの。
町立第二小学校北館校舎長 寿命化改修工事監理業務	(自) 令和7年度 (至) 令和8年度	△ 9,790	0	0	0	0	△ 9,790	

繰越明許費

【単位：千円】

事業名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額	繰越理由
第一幼稚園LED化工事	11,848	0	11,848	11,848	令和7年度の国の補正予算により措置された国庫補助金を活用し、工事を実施 するため。
予算科目(細節の説明)	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額	
工事請負費	11,848	0	11,848	11,848	

事業名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額	繰越理由
第一幼稚園空調設備更新工 事	0	13,596	13,596	13,596	令和7年度の国の補正予算により措置された国庫補助金を活用し、工事を実 施するため。
予算科目(細節の説明)	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額	
工事請負費	0	13,596	13,596	13,596	

継続費

【単位：千円】

事項	期間 (自) (至)	総額	総額における財源内訳					設定理由
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
町立第二小学校北館校舎長 寿命化改修事業	(自) 令和7年度 (至) 令和9年度	466,774	97,340	0	0	0	369,434	当初は、令和7年度から令和8年度 まで2年間で改修工事を実施する予定 だったが、学校施設環境改善交付金の 内定を受けられなかったため、令和8 年度から令和9年度までの2年間に工 事を実施することになった。交付金に ついては令和8年度要求の前倒し要求 を行っているため、令和7年度に内定 を受けた場合、工事を実施するには令 和8年度に全額を繰り越す必要があ る。 そのため、令和7年度から令和9年 度にかけて継続費を設定するもの。

第 8 号議案

令和 8 年度教育費当初予算（案）について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和8年度教育費当初予算（案）総括表

【歳入】

[単位:千円]

款	項	目	説 明	本年度 予算(案)額 (A)	前年度 当初予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	備 考
分担金及び負担金	負担金	教育費負担金	日本スポーツ振興センター掛金保護者負担金	1,264	1,232	32	小中学校1,243、幼稚園21
使用料及び手数料	使用料	土木使用料	公園使用料	30	45	△ 15	
		教育使用料	幼稚園使用料	222	122	100	
			町立体育館使用料	3,937	3,685	252	
			テニスコート使用料	1,638	1,464	174	
			学校教育施設開放使用料	1,834	2,110	△ 276	
			町立歴史文化資料館使用料	92	149	△ 57	
			電柱等土地使用料	58	63	△ 5	教育総務課57、生涯学習課1
国庫支出金	国庫負担金	教育費国庫負担金	施設型給付費負担金	4,922	16,353	△ 11,431	
			施設等利用給付費負担金	33,300	45,520	△ 12,220	
	国庫補助金	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金	1,238	835	403	
			子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	137	112	25	
		教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金	86	135	△ 49	
			特別支援教育就学奨励費補助金	1,115	1,345	△ 230	
			教育支援体制整備事業費補助金	937	876	61	
			学校施設環境改善交付金	25,542	62,084	△ 36,542	
			公立学校情報機器整備費補助金	0	121,183	△ 121,183	令和7年度のみ計上
			公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	0	896	△ 896	令和7年度のみ計上
			埋蔵文化財緊急調査費補助金	4,418	4,705	△ 287	
			文化財調査活用費補助金	2,200	1,753	447	
			登録有形文化財保存活用計画策定費補助金	5,901	0	5,901	
府支出金	府負担金	教育費府負担金	施設型給付費負担金	2,461	8,176	△ 5,715	
			施設等利用給付費負担金	16,650	22,760	△ 6,110	
	府補助金	民生費府補助金	新子育て支援交付金	137	152	△ 15	幼稚園105、生涯学習課32
			子ども・子育て支援交付金	1,238	835	403	

令和8年度教育費当初予算（案）総括表

【歳入】

[単位:千円]

款	項	目	説 明	本年度 予算(案)額 (A)	前年度 当初予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	備 考
府支出金	府補助金	教育費府補助金	教育統計調査交付金	12	11	1	
			教育コミュニティづくり推進事業費補助金	699	700	△ 1	
			市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	50	50	0	
			スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金	783	783	0	
			教員業務支援員等配置事業費補助金	1,582	1,582	0	
			校内教育支援センター支援員配置事業費補助金	1,024	0	1,024	
			給食費負担軽減交付金	104,213	0	104,213	
			文化財保護法事務交付金	40	39	1	
			施設型給付費補助金	1,729	5,480	△ 3,751	
諸収入	貸付金返還収入	奨学貸付金返還収入	奨学貸付金返還収入	0	0	0	
			滞納繰越分(奨学貸付金返還収入)	837	837	0	
	雑入	雑入	小学校給食費	16,300	102,139	△ 85,839	
			中学校給食費	9,725	19,305	△ 9,580	
			滞納繰越分(小学校給食費)	147	67	80	
			滞納繰越分(中学校給食費)	58	76	△ 18	
			広報等広告収入	24	24	0	
			尺代グラウンド使用料	11	15	△ 4	
			コピー使用料	37	37	0	
			各教室等参加負担金	90	107	△ 17	
			施設電気等使用料	78	73	5	
			埋蔵文化財発掘調査負担金	4,151	4,151	0	
			郷土かるた売却	16	14	2	
			文化財紹介冊子売却	66	59	7	
			不用資料等売却	18	18	0	
			幼稚園教諭等給食費負担	1,518	0	1,518	
			幼稚園給食費(町立分)	4,071	0	4,071	
			合 計	256,636	432,157	△ 181,110	

令和8年度教育費当初予算（案）総括表

【歳出】 [単位:千円]

款	項	目	本年度 予算(案)額 (A)	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳					前年度 当初予算額 (B)	増 減 (A) - (B)		
				特 定 財 源				一般財源				
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
教育費			1,248,493	54,254	130,578	79,200	78,328	906,133	1,526,199	△ 277,706	△ 18.2%	
	教育総務費		67,464	0	1,494	0	1,249	64,721	66,460	1,004	1.5%	
		教育委員会費	972	0	0	0	0	972	972	0	0.0%	
		事務局費	41,496	0	12	0	1,249	40,235	42,299	△ 803	△ 1.9%	
		教育センター費	17,806	0	783	0	0	17,023	16,788	1,018	6.1%	
		放課後子ども支援費	7,190	0	699	0	0	6,491	6,401	789	12.3%	
		小学校費	521,030	1,583	105,315	3,500	22,400	388,232	692,371	△ 171,341	△ 24.7%	
		学校管理費	495,767	937	105,315	3,500	16,300	369,715	497,306	△ 1,539	△ 0.3%	
		教育振興費	25,263	646	0	0	6,100	18,517	195,065	△ 169,802	△ 87.0%	
	中学校費		339,987	555	1,554	73,700	15,625	248,553	429,626	△ 89,639	△ 20.9%	
			学校管理費	322,256	0	1,554	73,700	9,725	237,277	325,878	△ 3,622	△ 1.1%
			教育振興費	17,731	555	0	0	5,900	11,276	103,748	△ 86,017	△ 82.9%
	幼稚園費		142,730	39,597	22,183	0	5,832	75,118	187,843	△ 45,113	△ 24.0%	
			幼稚園費	142,730	39,597	22,183	0	5,832	75,118	187,843	△ 45,113	△ 24.0%
	社会教育費		177,282	12,519	32	2,000	33,222	129,509	149,899	27,383	18.3%	
			社会教育総務費	1,097	0	0	0	39	1,058	1,508	△ 411	△ 27.3%
			青少年費	2,445	0	0	0	30	2,415	2,537	△ 92	△ 3.6%
			文化財保護費	33,209	6,618	0	0	4,211	22,380	33,547	△ 338	△ 1.0%
			歴史文化資料館管理費	23,531	5,901	0	0	94	17,536	12,003	11,528	96.0%
			生涯学習費	2,419	0	0	0	0	2,419	3,139	△ 720	△ 22.9%
			図書館費	53,949	0	32	0	21,359	32,558	55,677	△ 1,728	△ 3.1%
			スポーツ推進費	60,632	0	0	2,000	7,489	51,143	41,488	19,144	46.1%

〔注記〕予算額の中には、職員の人件費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まれていない。

令和8年度教育費当初予算(案)総括表

債務負担行為

【単位：千円】

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府	地方債	その他	
英語によるコミュニケーション能力育成業務	千円 30,877	—	千円 —	(自) 令和8年度 (至) 令和11年度	千円 30,877	0	0	0	千円 30,877
オンライン学習による英語コミュニケーション能力育成業務	30,902	—	—	(自) 令和8年度 (至) 令和11年度	30,902	0	0	0	30,902
図書館システム使用料	27,847	(自) 令和5年度 (至) 令和7年度	16,704	(自) 令和8年度 (至) 令和9年度	11,136	0	0	0	11,136
図書館雑誌購入	2,025	—	—	(自) 令和8年度 (至) 令和9年度	2,025	0	0	0	2,025
新体育館等整備事業	4,114,866	—	—	(自) 令和8年度 (至) 令和11年度	4,114,866	283,590	3,448,100	0	383,176
新体育館等整備事業モニタリング支援事業	23,100	—	—	(自) 令和8年度 (至) 令和11年度	23,100	0	0	0	23,100

令和8年度教育費当初予算（案）総括表

【歳出（うち施策事業）】

教育総務課・教育推進課所管分

[単位:千円]

事業名	予算(案)額	事業内容及び事業の目的	備考
町立小学校空調設備改修設計業務	15,290	各小学校の良好な学習環境を確保することを目的に、老朽化した空調機器の整備を行うための設計業務を行うもの。	委託料15,920
第二中学校体育館長寿命化改修設計業務	16,080	第二中学校の体育館について、令和3年度に策定した「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の設置年数や健全度判定を踏まえて改修工事を行うもの。	委託料16,080
町立中学校空調設備改修工事	137,060	各中学校の良好な学習環境を確保することを目的に、老朽化した空調機器の整備を行うもの。	工事請負費137,060
合 計	168,430		

生涯学習課所管分

[単位:千円]

事業名	予算(案)額	事業内容及び事業の目的	備考
新体育館等整備事業	0	新体育館等の詳細設計及び建設工事を実施するもの。	債務負担行為4,114,866
新体育館等整備事業モニタリング支援事業	0	新体育館等整備に際し、事業契約書、要求水準書、事業者提案に基づいて実施される設計建設段階でのモニタリングに関し、技術の専門的見地からの支援を委託するもの。	債務負担行為23,100
歴史文化資料館保存活用事業	11,916	登録有形文化財として適切な保存方法と展示方法を含めた活用方法を検討するとともに、保存活用計画を策定するもの。	報償費113 委託料11,803
尺代テニスコート整備設計業務	2,744	老朽化が進む東大寺テニスコートを尺代に移転整備するため、テニスコートの設計業務を委託するもの。	委託料2,744
合 計	14,660		

第 1 号 報 告

令和 7 年度学校教育自己診断結果の公表について

標記のことについて、別紙のとおり報告いたします。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和7年度 学校教育自己診断 小学校（共通項目）

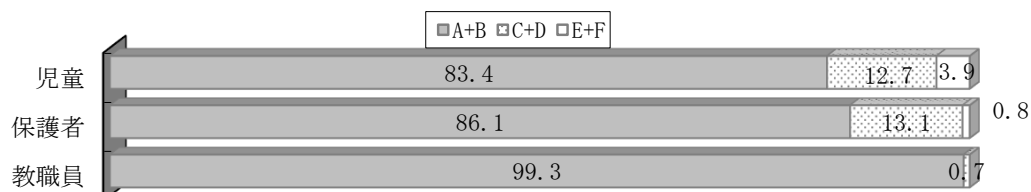
1. 学校の生活について

児童 学校へ行くのが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。

教職員 学校では、児童がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:まったくあてはまらない E:わからない F:無回答



〔分析〕

前年度質問内容 教職員なし

肯定的回答割合前年度比:児童+2.6%、保護者+2.1%

前年度比で、児童・保護者の肯定的回答割合が増加した。

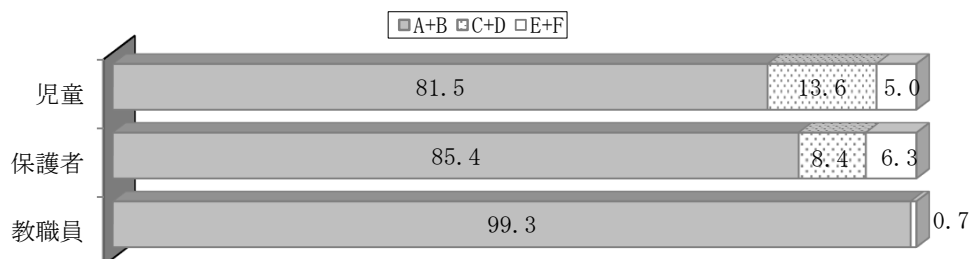
中学校調査と文言を揃えるため、教職員対象の設問を作成した。児童・保護者・教職員共に高い肯定的回答割合を維持することができている。引き続き、この項目の肯定的回答割合が100%となることを目標として、児童を中心とした学校づくりを進める必要がある。

2. 「確かな学力」の育成について

児童 学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。

保護者 学校は、子どもが進んで学習に取り組むように工夫している。

教職員 学校では、授業が「主体的に学ぶ力」がつくように工夫改善を図っている。



〔分析〕

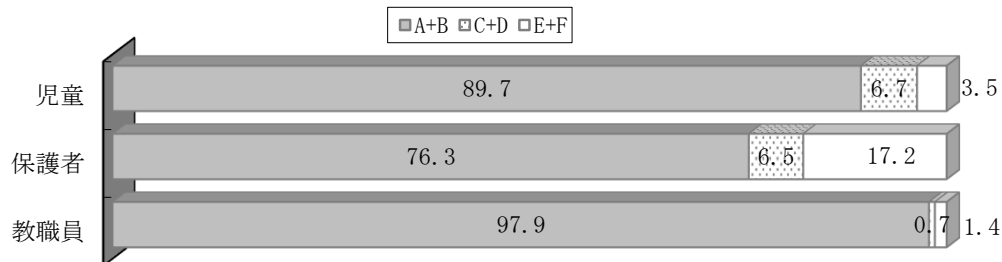
肯定的回答割合前年度比:児童+5.2%、保護者+1.8%、教職員+2.7%

前年度比で、児童・保護者・教職員の全てで肯定的回答割合が増加した。

特に児童において肯定的回答割合の増加率が高かったことは、教職員がたゆまぬ授業改善に取り組んできた成果であると分析できる。しかしながら、否定的回答割合とわからない・無回答を合わせた2割弱の層に向けて、どのようなアプローチを行っていくかについて、研究を継続する必要がある。

3. ICTの活用について

- 児童 学校で、コンピュータやプロジェクター、タブレット端末を使った授業をしている。
 保護者 学校は、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。
 教職員 学校では、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使った授業づくりを推進している。



〔分析〕

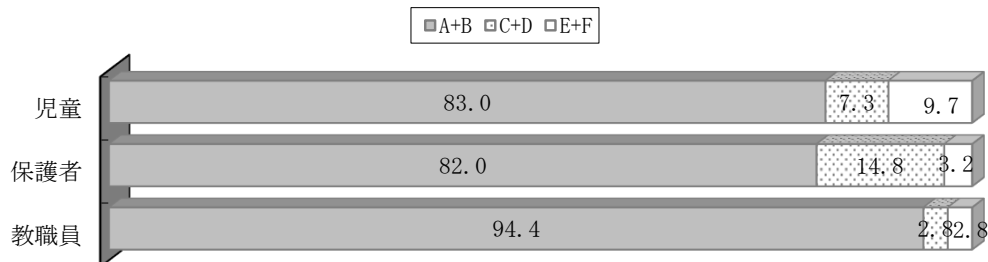
肯定的回答割合前年度比:児童-1.6%、保護者+9.9%、教職員+8.1%

前年度比で、保護者・教職員の肯定的回答割合が増加し、児童では微減した。

特に保護者におけるわからない・無回答の回答割合が大きく減少したことは、小学校が一人一台端末の持ち帰りによる学習機会を多く設定したこと等の成果であると分析できる。今後も、端末の使用が目的とならぬよう、適切な端末の活用について、学校間でも好事例の収集を進める必要がある。

4. 学校の通知表について

- 児童 通知表の内容は、納得できる。
 保護者 通知表は、よくわかる。
 教職員 学校の通知表は、児童・保護者にわかりやすく、適切な評価が行われている。



〔分析〕

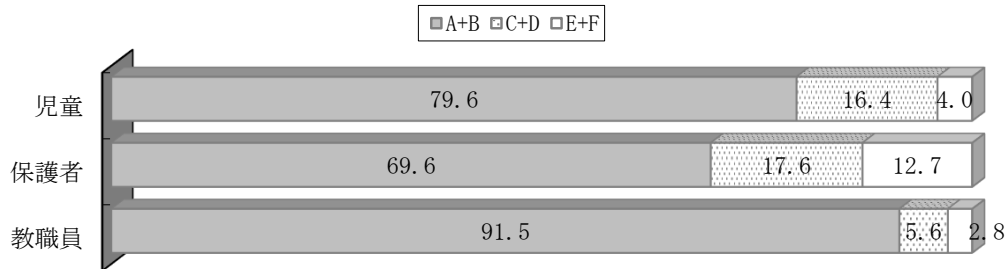
肯定的回答割合前年度比:児童+1.4%、保護者+2.2%、教職員+9.7%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が微増し、保護者・教職員では増加した。

昨年度の課題であった教職員のわからない・無回答が大きく減少したことは、各小学校が指導と評価の一体化をより推進したことと関連があるのではないかと分析できる。ただ、保護者の否定的回答割合は依然高い水準であることから、教職員と児童・保護者間での評価規準・基準の共有等が必要であると分析できる。

5. 自学自習について

児童 自ら進んで学習(宿題、予習・復習、自主学習など)している。
 保護者 学校は、自学自習の取組を推進している。
 教職員 学校では、自学自習力育成のため、全体で取り組んでいる。



〔分析〕

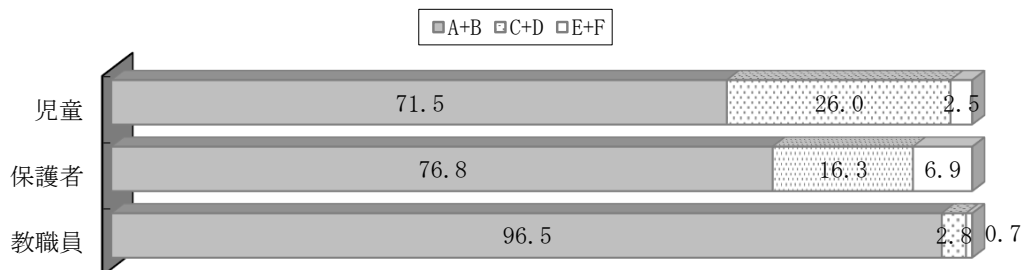
肯定的回答割合前年度比:児童+1.6%、保護者-3.1%、教職員-5.1%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が微増し、保護者・教職員では減少した。

前年度肯定的な回答を行った保護者や教職員が、否定的な回答やわからない・無回答へと流れたと分析できる。各種学力調査等の結果等も鑑み、まずは学校として自学自習の重要性をいかに児童、保護者へ発信していくかの方向性を示すことが重要である。

6. 読書習慣について

児童 読書をよくする。
 保護者 学校は、子どもに読書の習慣がつくよう指導している。
 教職員 学校では、子どもの読書習慣の定着に向けた取組を、重点的に行っている。



〔分析〕

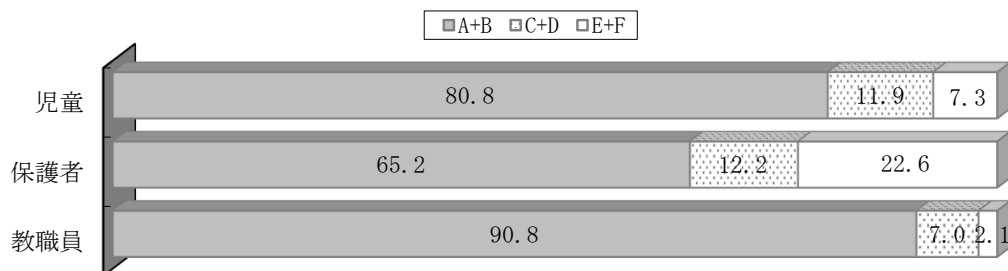
肯定的回答割合前年度比:児童+4.1%、保護者+1.1%、教職員-3.5%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が増加し、保護者では微増し、教職員では減少した。

肯定的回答割合は増加したものの、読書の習慣化には至っていないと分析できる。引き続き、読書習慣の定着に向け、学校図書館司書や町立図書館と連携し、児童の4分の1以上を占める否定的回答割合の層に対するアプローチを続けていく必要がある。

7. キャリア教育について

児童 学校では、役割を果たすことの大切さ(かかり活動や当番など)や自分らしく生きることや、将来について考える機会がある。
 保護者 学校は、学年に応じて、子どもが生き方や将来について、考えられるような指導(キャリア教育)を行っている。
 教職員 学校では、児童が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。



〔分析〕

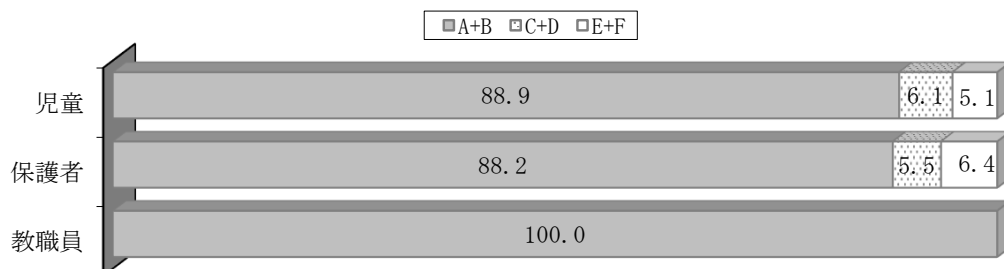
肯定的回答割合前年度比:児童+0.7%、保護者+5.7%、教職員+0.1%

前年度比で、児童・教職員の肯定的回答割合が微増し、保護者では増加した。

保護者の肯定的回答割合が大きく増加したことは、ICTの活用と同じく、学校が取組内容の発信に努めた成果であると捉えることができる。しかしながら、児童の約12%が否定的な回答を行っていることを鑑み、あらゆる教育活動の根幹にキャリア教育があることを周知していく必要がある。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

児童 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学ぶことができる。
 保護者 学校は、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学んでいる。
 教職員 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にできる力を身につけるよう指導している。



〔分析〕

前年度質問内容 教職員:学校は～

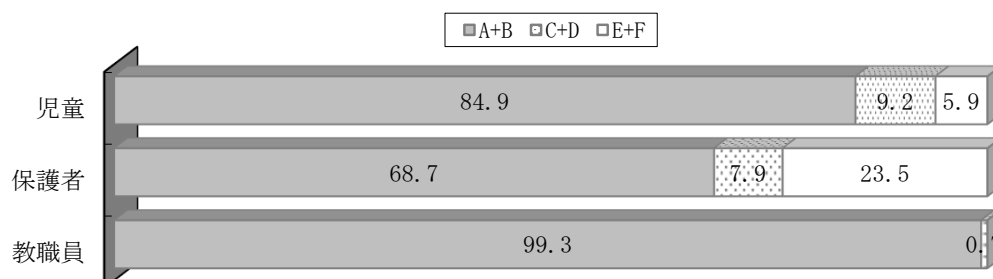
肯定的回答割合前年度比:児童+1.6%、保護者+0.9%、教職員±0%

前年度比で、児童・保護者の肯定的回答割合が微増した。

全ての教育活動の基盤に人権教育を据え、互いの違いを認め合う関係作りを、各小学校で適切かつ継続的に実施してきた成果であると分析できる。今後も「心の教育」について、その必然性を皆が納得したうえで、推進していくことが重要である。

9. いじめ防止・対応について

児童 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことがある。
 保護者 学校は、いじめ防止・対応の取組を行っている。
 教職員 学校では、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。)



〔分析〕

前年度質問内容 教職員:学校は～

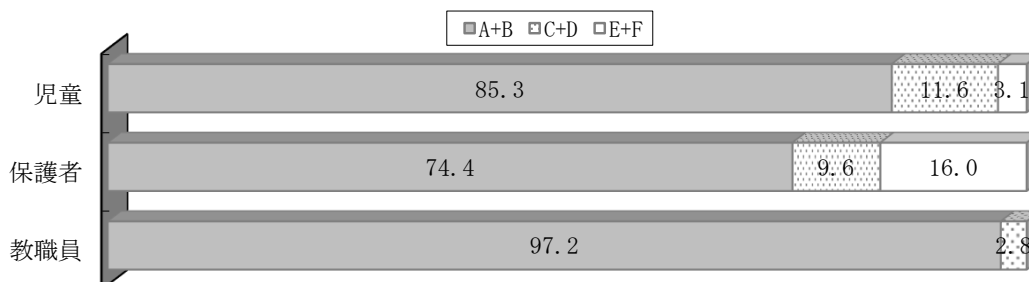
肯定的回答割合前年度比:児童+0.6%、保護者+3.3%、教職員-0.7%

前年度比で、児童の肯定的回答割合が微増し、保護者では増加、教職員では微減した。

依然として保護者のわからない・無回答の割合が高水準である。学校で実施しているいじめ防止授業等の発信に加え、家庭と共に実施できるよういじめ防止の取組について、研究していく必要がある。

10. 「食の教育」について

児童 自分の健康を考えて給食を好き嫌いなく食べようとしている。
 保護者 学校は、「食育」についての取組を推進している。
 教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。



〔分析〕

前年度質問内容 保護者:学校では、子どもと食について話をしている。

教職員:学校では、食に関する指導を計画的に実施している。

肯定的回答割合前年度比:児童+4.3%、保護者+2.3%、教職員+3.1%

前年度比で、児童・保護者・教職員の全てで肯定的回答割合が増加した。

より具体的に食育についての捉え方を把握するため、文言を変更した。肯定的回答割合が増加した要因として、栄養教諭等と連携した組織的な食育授業が推進されたことが挙げられる。今後も、給食の様子や食に関する指導成果をさらに家庭へ発信し、学校と家庭が手を取り合う意識を高める必要がある。

令和7年度 学校教育自己診断 中学校（共通項目）

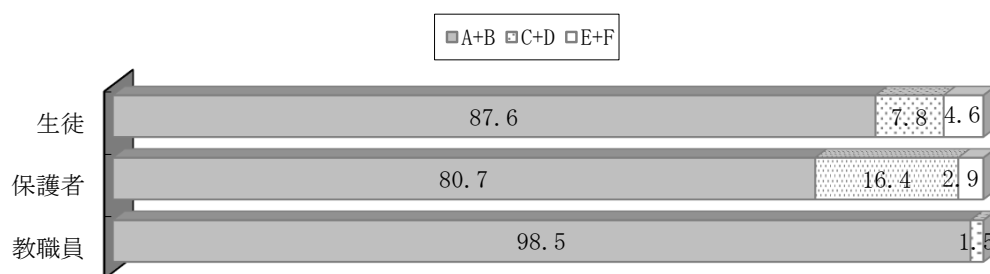
1. 学校の生活について

生徒 学校へ行くことが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くことを楽しみにしている。

教職員 学校では、生徒がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:まったくあてはまらない E:わからない F:無回答



〔分析〕

肯定的回答割合前年度比:生徒-0.1%、保護者+1.3%、教職員-1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員では微減した。

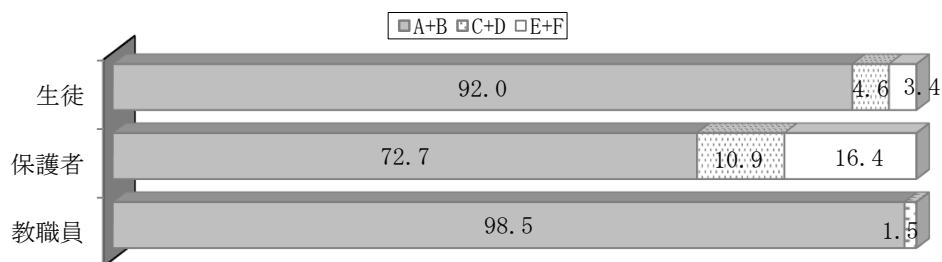
生徒主体の学校運営の推進と、その様子を地域へ積極的に周知したことが、保護者の肯定的回答に繋がったと分析できる。引き続き、全ての回答者において肯定的回答割合が100%となるよう、取組を続ける必要がある。

2. 「確かな学力」の育成について

生徒 先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。

保護者 学校は、生徒が進んで学習に取り組むよう授業を工夫している。

教職員 学校では、生徒が主体的に学ぶことのできる授業づくりを推進している。



〔分析〕

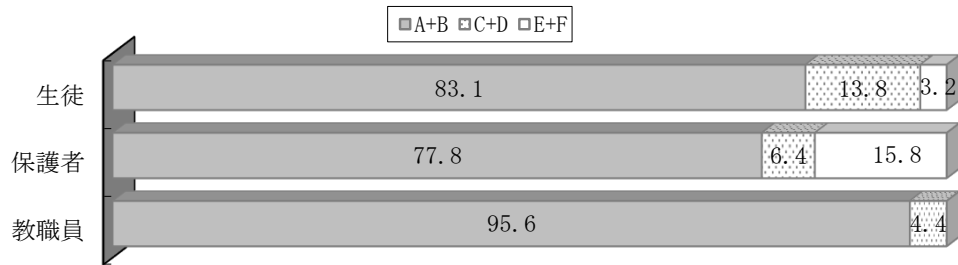
肯定的回答割合前年度比:生徒-1.3%、保護者-3.0%、教職員-0.1%

前年度比で、生徒・教職員の肯定的回答割合が微減し、保護者では減少した。

前年度に引き続き保護者の肯定的回答割合が低く、わからない・無回答が高い結果となっている。引き続き学校での取組内容の発信に努めることと、後に述べるICTの活用や評価についても、たゆまぬ研究を続ける必要がある。

3. ICTの活用について

生徒 一人一台端末(タブレット)を活用した授業は、わかりやすい。
 保護者 学校は、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。
 教職員 学校では、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。



〔分析〕

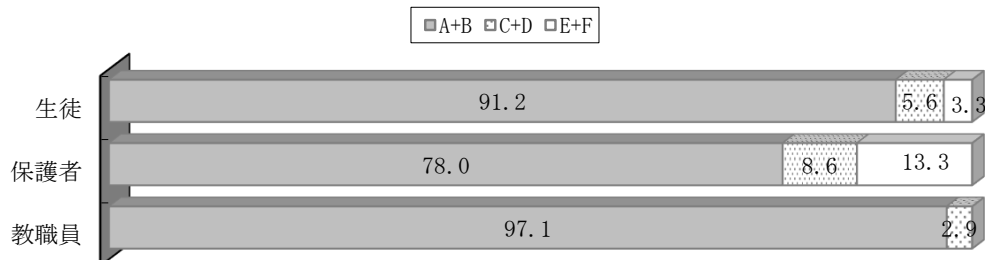
肯定的回答割合前年度比:生徒-7.3%、保護者+0.5%、教職員-3.0%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員では減少した。

生徒と教職員という、学校での教育活動において端末を活用する層での肯定的回答割合減少は、重く受け止める必要がある。GiGAスクール連絡会等を通じ、学年や学校全体、学校間での端末活用の好事例収集に努めるとともに、必然性のある学習課題の設定等に関する研究を進める必要がある。

4. 成績・評価について

生徒 学校が出す学習の成績・評価について、納得できる。
 保護者 学校は、子どもの学力や学習状況に対する評価基準を、適切に提示している。
 教職員 学校では、生徒・保護者にわかりやすく、適切な評価基準を提示している。



〔分析〕

前年度質問内容 教職員:学校は～

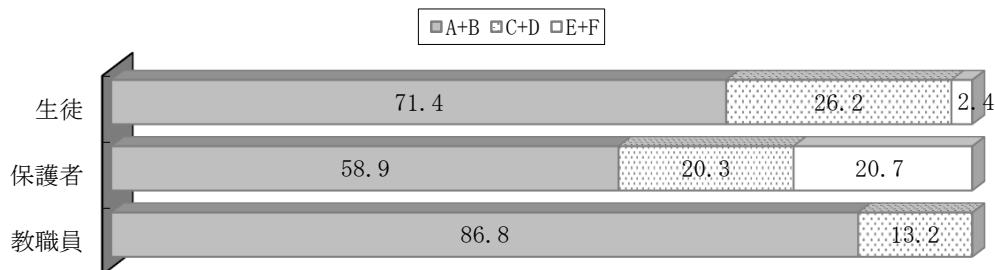
肯定的回答割合前年度比:生徒-3.2%、保護者+2.3%、教職員-1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が増加、生徒では減少、教職員では微減した。

指導と評価の一体化に基づき、「何ができるようになったか」を明らかにすることは、生徒・保護者にとっても教職員にとっても授業改善や学びの自己調整に繋がる重要なポイントである。中学校においては評価が進路に直結することも鑑みながら、透明性のある評価について検討を続けねばならない。

5. 自学自習について

生徒 自分から計画的に学習(宿題、予習・復習、自主学習など)している。
 保護者 学校は、自学自習力の育成を推進している。
 教職員 学校では、自学自習力育成のため、全体で取り組んでいる。



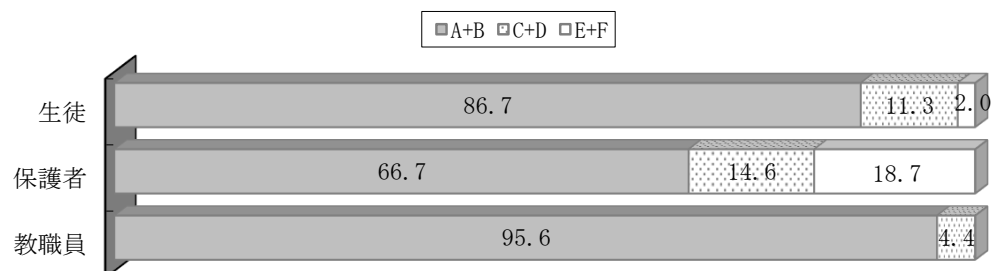
〔分析〕

前年度質問内容 教職員：自学自習力育成のため、学校全体で取り組んでいる。
 肯定的回答割合前年度比：生徒－0.4%、保護者＋0.7%、教職員－3.2%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒では微減、教職員では減少した。
 教職員における肯定的回答割合の減少は、学校全体としての積極的な取組が行えていないことの証左と捉えることができる。各種学力調査の結果でも、基礎的な知識・技能の獲得が不十分な生徒がいることが分かる。家庭と連携し、自学自習の必要性を周知していく必要がある。

6. 読書活動の推進について

生徒 学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。
 保護者 学校は、読書活動に積極的に取り組んでいる。
 教職員 学校では、読書活動に積極的に取り組んでいる。



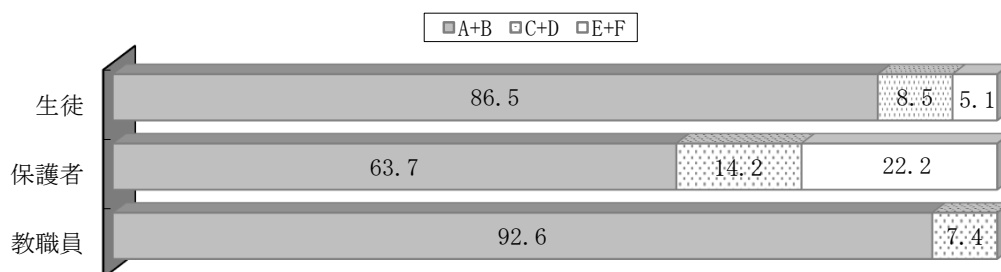
〔分析〕

前年度質問内容 保護者：学校では～
 肯定的回答割合前年度比：生徒－4.5%、保護者－1.2%、教職員－1.5%

前年度比で、保護者・教職員の肯定的回答割合が微減し、生徒では減少した。
 前問と同様に、全ての回答者で肯定的回答割合が減少していることは、学校を挙げての取組が推進されていないことを指すのではないかと考えられる。学校図書館司書のみならず、司書教諭や担任等、学校全体での読書環境充実に取り組む必要がある。

7. キャリア教育について

生徒 授業や様々な学校での活動の中で、自分の生き方(自分らしさ、他の人や社会とのかかわり、進路など)について、考える機会がある。
 保護者 学校は、学年に応じて、それぞれの生き方(卒業後の進路を含む)について、考えられるような指導(キャリア教育)を行っている。
 教職員 学校では、生徒が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。



〔分析〕

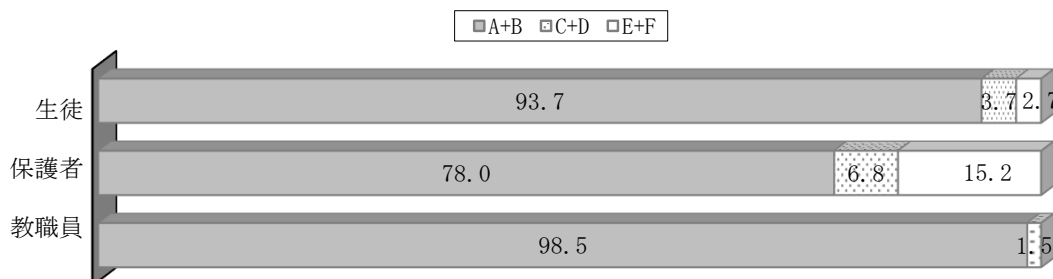
肯定的回答割合前年度比:生徒-3.5%、保護者+1.1%、教職員-4.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員で減少した。

前年度と同様、保護者の肯定的回答割合が低い状況に加え、新たに教職員の否定的回答割合も高くなっている。対策としては、地域や企業等と協働したキャリア教育の具体的成果を積極的に発信し、教育活動の内容を家庭へより多層的に伝達していく取組が考えられる。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

生徒 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルールについて学ぶことができる。
 保護者 学校は、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶ機会を設けている。
 教職員 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について指導している。



〔分析〕

前年度質問内容 保護者:学校では～

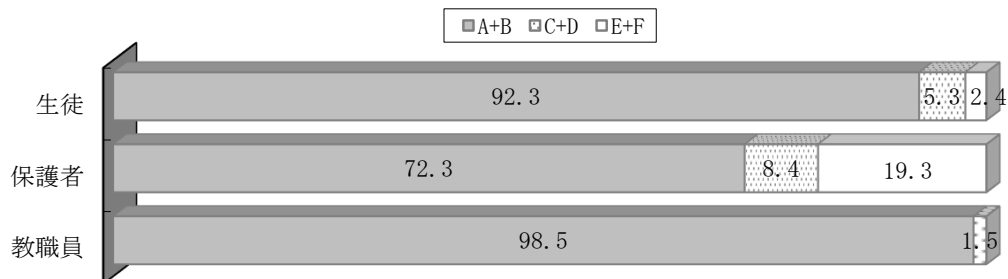
肯定的回答割合前年度比:生徒-2.1%、保護者+1.3%、教職員-1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増、教職員では微減し、生徒では減少した。

今後の方策としては、生徒・教職員の高い意識を維持しつつ、日々の道徳教育や規範意識を育てる具体的な指導場面を、通信等で積極的に発信し、学校での充実した取組を周知していくこと等が考えられる。

9. いじめ防止・対応について

生徒 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことができる。
 保護者 学校は、いじめ防止・対応について学ぶ機会がある。
 教職員 学校では、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。



〔分析〕

前年度質問内容 教職員:学校は～

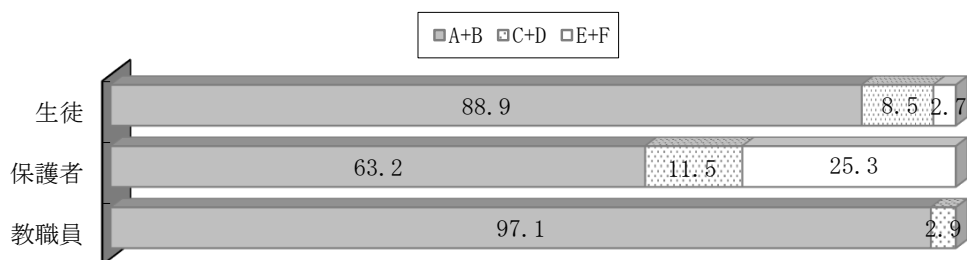
肯定的回答割合前年度比:生徒－1.9%、保護者＋1.7%、教職員－0.1%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員では微減した。

いじめ防止に係る予防的な学びの内容を公開するとともに、互いの違いを認めあい、共に育つ教育が学校のあらゆる場面で行われていることを発信し、保護者や地域の信頼を確立する必要がある。また、生徒・教職員についてもいじめ防止を学ぶことが、互いのウェルビーイングに繋がることを意識させなければならない。

10. 「食の教育」について

生徒 学校では、「食」の大切さについて、考える機会がある。(生徒)
 保護者 学校は、「食育」についての取組を推進している。(保護者)
 教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。(教職員)



〔分析〕

前年度質問内容 保護者:学校では～

肯定的回答割合前年度比:生徒－1.2%、保護者＋0.4%、教職員－1.5%

前年度比で、保護者の肯定的回答割合が微増し、生徒・教職員で微減した。

保護者のわからない・無回答について、依然として高水準となっている。食育基本法の掲げる「生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため」という食育の目的に立ち返り、カリキュラム・マネジメントの観点を重視した授業改善に取り組む必要がある。

第 9 号議案

教職員（管理職）人事について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第9号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 2 月 9 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

